田島船津川産業用地造成事業包括的民間委託公募型プロポーザル実施要領

１．業務委託の概要

（１）業務名

田島船津川産業用地造成事業包括的民間委託

（２）業務目的

民間事業者の経験豊富な人材やノウハウを活用し、設計から施工までを一括で行うことで、工期の短縮や品質の確保、コスト削減や行政職員の負担軽減を図りながら、各プロセスに精通した事業者が一貫した実施体制の下で進めていく「包括的民間委託」方式を採用し、質の高い産業団地を整備することを目的とする。

（３）業務場所

田島船津川産業用地（田島町、船津川町）

（４）業務内容

別紙の田島船津川産業用地民間包括委託

募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。

ただし、契約時における募集要項は、契約候補者として特定された企業等の技術提案内容に応じて、募集要項を変更することがある。

（５）履行期間

契約締結日から令和１３年3月３１ 日（月）までとする。

詳細なスケジュールについては、本市と受託業者と協議の上、決定する。

（６）提案限度額

２，０１３，１８８，０００円（税込）を上限とする。

２．プロポーザル方式による契約候補者を特定する理由

田島船津川産業用地造成にあたり、設計、造成・施工管理など、分譲開始までに多くのプロセスを要する中、土地区画整理事業等の広範かつ高度な知識と技術力及び整備の運営体制等、事業者の持つノウハウを最大限活用していく必要があることから、事業者選定にあたっては、企業・技術者の実績及び技術提案に基づくプレゼンテーション等による技術提案評価によって事業者を決定する公募型プロポーザル方式により契約候補者を特定するものである。

３．方式及び理由

（１）方式 公募型プロポーザル方式とする。

（２）理由 広く参加者を募集して、本市に最良の効果をもたらす提案を行った応募者を選定するため。

４．業者を特定するまでの事務手順及びスケジュール

実施内容	実施時期（令和８年度）
実施手続き開始の公告	令和８年１０月１４日（水）
説明書（募集要項等）の交付	１０月１４日(水)～１１月１３日(金)
参加表明書の受付期間	１０月１４日(水)～１１月１３日(金)
質問の受付	１０月１４日(水)～１０月２７日(火)
質問に対する回答期限	１０月３０日（金）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請通知	１１月下旬予定
提案書提出期限	１２月２５日（金）
審査(書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング)	令和９年１月上旬予定
特定・非特定通知書の通知	１月中旬予定
仮契約締結	２月中旬予定
本契約締結（議会議決後）	３月下旬予定

5. 評価方法及び評価基準

（１）方法　参加表明書、提案書及びプレゼンテーションの評価による。評価項目は別途定める。

（２）基準　提案書の特定は、別紙募集要項の「包括委託代行者の選定基準」による評価の結果、評価点数の合計の平均６割を超えた参加者のうち、最も高い者を最優秀者とする。各者の評価点数は、委員の点数を合算し、平均して算出する。

6. 提案方法

別紙募集要項の 6.選定方法及び手順、 7.応募手続、 8.提案の審査項目等のとおり。

7. 結果の公表及び方法

佐野市プロポーザル方式実施要綱第 19 条第１項各号の内容について公表する。公表の方法は、企業誘致課での閲覧とする。

8. 契約に関する事項

（１）見積徴取の相手方としての特定

本事業は、委員会の審査により提出した提案書が最優秀となった者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積徴取の相手方として特定するとともに、提案書に基づき業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を

締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手方として再特定するものとする。なお、参加申込者が１者の場合であっても評価を実施し、その提案が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者とする。

① 最優秀者が、地方自治法施行令第 167 条の４第１項又は第２項に該当することとなったとき
② 最優秀者が、本市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
③ 最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して、失格となったとき
④ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
⑤ 最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき
⑥ その他の理由により最優秀者と本業務委託契約の締結が不可能となったとき

（２）委託契約金額

田島船津川産業用地造成事業包括的民間委託の契約金額は、本事業が定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。

（３）契約保証金

契約保証金の額は、請負代金額の１０分の１とする。

（４）失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書に定める失格事項に該当していたことが明らかになった場合には、契約を解除することがある。

9. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

① 提案書が提出期限までに提出されなかった場合
② 提出書類に虚偽の記載があった場合
③ 募集要項４．参加資格に定める参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
④ その他本説明書の定めに違反した場合
⑤ 本件に関して不正あるいは公平を欠く行為等があった場合

10. その他の留意事項

（１）提出期限までに参加表明書（様式１）及び資格要件確認書類（様式２、３－１、３－２）を提出していない者は、技術提案書（様式４～８）を提出することはできないものとする。

（２）参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

（３）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うこともある。
（４）提出された参加表明書及び提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用することはない。ただし、事務局は本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書の複製、記録及び保存等を行う。
（５）本説明書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。